



Vol.

101

2026.07

市区町村向け情報誌

# かけはし

## 目次

- 目次 p.1
- 【戸籍法改正関係】  
戸籍等に氏名のフリガナが記載されることに伴う年金に関するお願い p.2
- 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います p.3
- スマートフォンを使った国民年金に関する申請について p.6
- 特別徴収事務ご担当者様へ p.7
- 年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書について p.10
- 令和8年度「わたしと年金」エッセイの募集周知をお願いします！ p.18
- 障害年金講座 p.20
- 広報の広場 p.25
- 地域の独自情報 p.26
- 編集後記 p.26

## 【戸籍法改正関係】

### 戸籍等に氏名のフリガナが記載されることに伴う年金に関するお願い

- 「かけはし」第99号（令和8年3月発行）等において、戸籍の氏名のフリガナを変更される年金受給者へのご案内をお願いしたところです。令和7年5月から約1年間、周知用チラシの配付及び年金受給者へのご案内についてご協力いただきありがとうございました。（周知用チラシの配付は令和8年5月25日（月）に終了しました。）
- 令和8年5月26日（火）以降、順次、氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなりますが、年金受給者の場合は、戸籍等に記載された氏名のフリガナが年金記録の氏名のフリガナと異なると、年金関係の手続きが必要になる可能性があります。引き続き、以下の記載内容に関するご案内のご協力をお願いいたします。

### 年金受給者にご案内いただきたいこと

- 戸籍等に記載された氏名のフリガナが年金記録の氏名のフリガナと同じ場合は、年金関係の手続きは原則不要ですが、**年金記録の氏名のフリガナと異なる場合は、年金関係の手続きが必要になる可能性があります。**

年金関係の手続きが必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りします。「氏名変更のお知らせ」が届いた等のご相談を受けた場合は、次の手続きをご案内ください。

#### 「変更後の氏名」に口座名義を変更する手続き

「変更後の氏名」のフリガナが年金の受取先金融機関の口座名義と一致しているかご確認いただき、相違している場合は、金融機関で口座名義変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

また、年金証書の氏名を変更しますので、「氏名変更のお知らせ」に同封している「年金証書引換届」を市区町村窓口ではなく、お近くの年金事務所へご提出いただくよう、併せてご案内ください。（郵送でも受付します。）

#### ※「変更後の氏名」を「変更前の氏名」に訂正する場合

市区町村の戸籍のフリガナ変更に係る窓口をご案内ください。また、市区町村で氏名訂正の手続きをした後、氏名を変更した旨を、電話等でお近くの年金事務所へご連絡いただくようご案内ください。

- ※年金記録の氏名のフリガナが年金受取先金融機関の口座名義と相違している場合、一時的に年金の振込ができなくなることがありますので**速やかにお手続きいただくようご案内をお願いします。**

#### <氏名変更のお知らせ（見本）>

見本

168-8505  
杉並区高井戸 3-5-24

給付 期 様

令和XX年XX月XX日  
日本年金機構

**氏名変更のお知らせ**

この度、住居基本情報ネットワークから氏名変更情報が提供されたことに伴い、且本型金庫で管理しているお客様の年金記録上の氏名を、住居基本情報の氏名に合わせて変更しました。住居基本情報の氏名変更は、原則、お客様から市区町村へ届出いただいた内容（届出等による氏名変更の届出）または市区町村による氏名情報の更新に基づいて行われます。

※令和7年5月以降、戸籍等の氏名の振り仮名記載が削除されており、令和8年5月25日まで訂正の届出がない場合、市区町村から通知された振り仮名等が記載されることとなります。

変更後の氏名のフリガナが年金振込先金融機関の口座名義と相違している場合、年金の振込ができなくなる場合がありますので、変更後の氏名をご確認いただき、以下の「**お願い事項**」のとおりご対応をお願いします。

なお、変更後の氏名が同一である場合は、速やかにお住まいの市区町村において氏名訂正の手続きを行っていただき、お近くの年金事務所へご連絡ください。

基礎年金番号	XXXX-XXXXXX
変更前の氏名	1197 912 給付 期
変更後の氏名	1197 912 給付 期

次回の年金支払日：令和XX年XX月XX日

※住居基本情報の氏名の一部に日本年金機構で対応できない漢字が含まれている場合には、カタカナのみで振込させていただきます。  
※氏名のフリガナの文字【マ、ユ、ヨ、ツ】は大文字に変換して登録しております。

**（お願い事項）**  
本型の年金支払日の前に、年金振込先金融機関に口座名義変更の要否をお問い合わせください。必要に応じて、口座名義変更の手続きを行っていただくようお願いいたします。詳細は、同封のリフレットをご確認ください。

なお、上記手続きが遅れた場合、一時的に年金の振込ができなくなることがあります。その場合、口座名義変更の手続き終了後に再度振込をさせていただきますので、日本年金機構から別途送付される「年金の振込についての照会」（はがき）を必ずご返送の上、再振込までしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

### 日本年金機構ホームページ（特設ページ）掲載先

- 日本年金機構ホームページ（特設ページ）では年金受給者の方向けの案内や「氏名変更のお知らせ」の見本（PDFファイル）を掲載しています。ご案内の際は併せてご活用ください。

<日本年金機構ホームページURL>

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kosekinenkin.html>

## 口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨を行います

口座振替及びクレジットカード納付を利用していない方へ利便性や前納制度による割引等を周知し、利用勧奨を行います。

<b>送付対象者</b>	<p>口座振替納付及びクレジットカード納付を利用していない方のうち、下記のいずれにも該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 令和6年5月分から令和8年4月分に未納がない方</li><li>2. 令和8年4月分の保険料が定額納付済の方</li></ol> <p>※令和8年6月11日（木）から令和8年6月12日（金）に対象者を抽出</p>
<b>送付時期</b>	令和8年8月3日（月）（予定）
<b>送付物</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書</li><li>2. 国民年金保険料クレジットカード納付申出書</li><li>3. 勧奨用リーフレット（本誌P4～P5をご確認ください。）</li><li>4. 返信用封筒</li></ol> <p>※「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」及び「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」は、被保険者の基礎年金番号、生年月日及び住所が印字されたものを送付します。</p> <p>※口座振替については、マイナポータルを經由し「ねんきんネット」による口座振替申出の手続きが可能です。</p>

### 留意事項

令和8年6月中旬の情報をもとに対象者を抽出し、利用勧奨のご案内を送付するため、すでに口座振替やクレジットカード納付をお申込みいただいている方や、国民年金第1号被保険者ではなくなった方にもお知らせが届く場合がありますので、ご注意ください。

国民年金保険料を納付書で納めている方へ

口座振替・クレジットカードでの納付が便利でお得 ってお存じでしたか？

なんで便利でお得なの？

1. 金融機関等へ行く手間が省けます
2. 保険料の納め忘れがありません
3. 口座振替は前納割引で、さらにお得です  
※クレジットカード納付は納付書と同額の割引が受けられます

▼保険料額と前納割引額

【令和8年度】

支払方法 期間	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
納付書（毎月払い）	17,920円		107,520円		215,040円		434,520円	
①口座振替前納	17,860円	60円	106,300円	1,220円	210,530円	4,510円	417,150円	17,370円
②クレジット前納 納付書前納			106,650円	870円	211,220円	3,820円	418,510円	16,010円

※2年前納の場合は、1カ月分の保険料額（17,920円）と同程度の割引が受けられます。  
 ※口座振替およびクレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替(立替納付)開始時から年度末（または翌年度末）までの保険料をまとめて振替(立替納付)ができます。  
 なお、直近の4月から2年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、振替(納付)方法を「2年前納（4月開始）」を選択のうえ、申出書を2月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。

手続き方法



①口座振替

●オンラインで手続き

オンラインによる口座振替のお申し込みができます。

申出書の記入や金融機関届出印の押印が不要で、ご自宅からいつでも申出可能です。また、1～2カ月程度で振替を開始できますので、**オンラインでのお申し込みをぜひご利用ください。**

※一部の金融機関では対応できません。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

国民年金 口座振替 電子申請 検索

●書面で手続き

「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼選付金振込方法（変更）申出書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

お手続き完了後、口座振替をご希望の方は「国民年金保険料口座振替開始（変更）通知書」、クレジットカード納付をご希望の方は「国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）通知書」でお支払いの開始月、納付金額および納付期間をお知らせします。

※一部のインターネット専門銀行（ネット銀行）の口座では口座振替の利用はできません。

口座振替が可能な金融機関については日本年金機構ホームページをご確認ください。



②クレジットカード

「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※クレジットカード納付は、立替納付の開始までに2カ月程度かかる場合があります。

※クレジットカード名義人が本人・配偶者以外の場合は、同意書によるカード名義人の同意が必要です。同意書は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」に掲載していますので、ご利用ください。



日本年金機構ホームページ  
<https://www.nenkin.go.jp/>



2608 1016 001

# 勸奨用リーフレット（うら面）

## 記入例

申出書は、口座振替とクレジットの2種類あります。どちらかに記入し、返信用封筒でご提出ください。

### 口座振替納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

② 希望する振替方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「当月末振替(早割)」、「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。(2年前納がもっともお得です)

③ 被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。(記入漏れにご注意ください。)

④ 金融機関への届出印を鮮明に押印してください。

【ご注意ください】

- ・「国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）」の記入事項を訂正する場合は、必ず**訂正印（届出印）**を押印してください。
- ・国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書（年金事務所用）および国民年金保険料口座振替依頼書（金融機関・ゆうちょ銀行用）の**両方**を切り取らずにご提出ください。

### クレジットカード納付申出書

太枠の部分をご記入ください。

① 印字された基礎年金番号と生年月日を確認のうえ、**本人の氏名をご記入ください。**

② 希望する納付方法の番号に○を付けてください。

※保険料の割引額は「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納(2年前納(4月開始))」の順に大きくなります。(2年前納がもっともお得です)

③ クレジットカード会員の方が自署でご記入ください。  
被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人をご記入ください。

④ 本人以外の場合に電話番号をご記入ください。  
被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話又は書面による同意確認を行っています。

# スマートフォンを使った国民年金に関する申請について

マイナポータルからスマートフォンで国民年金手続の電子申請ができます。  
対象の申請は以下の通りです。

## 対象となる申請

1. 国民年金（第1号被保険者）加入の届出
2. 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
3. 国民年金保険料 学生納付特例の申請
4. 国民年金付加保険料納付申出（辞退）の申出
5. 国民年金付加保険料該当（非該当）の届出
6. 国民年金保険料の産前産後免除の届出
7. 国民年金保険料の口座振替納付（変更）の申出（※）
8. 国民年金保険料の口座振替辞退の申出（※）

※項番7、8の申請にはマイナポータルとねんきんネットの認証連携が必要です。

上記の申請を希望する方から相談があった場合は、電子申請を利用いただくようご案内をお願いいたします。

電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



## マイナポータルとねんきんネットの認証連携によるメリット

マイナポータルとねんきんネットを認証連携することにより、免除・納付猶予や学生納付特例が簡単に電子申請ができるデータをマイナポータルへ送付します。

学生納付特例の更新

翌年度以降も在学予定の方へ  
電子申請用データを送付

免除・納付猶予の案内

該当する見込みの方へ  
電子申請用データを送付

- ・簡単に電子申請ができる
- ・申請漏れの防止に繋がる

また、マイナポータルと認証連携することにより、ねんきんネットで以下の内容をスムーズに確認できます。

- ・年金記録の確認、年金見込額の試算
- ・免除や猶予の承認を受けた期間についてさかのぼって納付（追納）できる期間や保険料額の確認

## 特別徴収事務ご担当者様へ

介護保険料等の特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。特別徴収における各種通知の情報交換が正しく実施されないことにより、正常に処理ができないという事態を避けるため、「かけはし」を担当課へ必ず回覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、過去の事例を踏まえた特別徴収依頼通知（年次）及び各種異動通知（月次）（以下、特別徴収依頼通知等という。）の情報交換における留意事項をご紹介しますので、ご活用ください。また、「かけはし」第100号（令和8年5月発行）にも特別徴収に関する内容を掲載しておりますのであわせてご確認ください。

なお、掲載している事例はあくまで一部のものとなります。特別徴収依頼通知等を作成したく際は、必ず情報交換媒体作成における仕様書等をご確認いただくようお願いいたします。

### 特別徴収依頼通知等の情報交換において注意していただきたいこと

#### 1. 特別徴収依頼通知等の送信漏れや送信誤り

特別徴収依頼通知等の情報交換において、下記の事例のように日本年金機構（以下、機構という。）に特別徴収依頼通知等を送信できていなかった・誤った特別徴収依頼通知等を送信してしまったといったご相談をいただきます。

**事例1** 送信時の作業手順の誤り等により、国民健康保険連合会・地方税共同機構（以下、経由機関という。）に特別徴収依頼通知等を送信できず、結果として機構に特別徴収依頼通知等が送信されなかった。

**事例2** 経由機関に、特別徴収依頼通知等を送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、結果として特別徴収依頼通知等が機構に送信されなかった。

**事例3** 特別徴収依頼通知等の作成を委託していた業者が誤った特別徴収依頼通知等を経由機関に送信し、結果として正しい特別徴収依頼通知等が機構に送信されなかった。

事例1～事例3のように、特別徴収依頼通知等の送信を漏らしてしまったり、誤った特別徴収依頼通知等を送信してしまうと、特別徴収が行えない・正しい額を特別徴収できない・特別徴収を止めなければならないのに止められない等、**特別徴収事務ご担当者様はもちろんのこと、住民の方々にもご負担になります**ので、特別徴収依頼通知等の送信漏れや送信誤りにご注意ください。

なかでも、特別徴収依頼通知（年次）の情報交換は、**1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知**となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知（年次）の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

特別徴収依頼通知（年次）の送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、当該年度の特別徴収を行うことができず、**普通徴収で対応いただくこととなります。**

## 2. 特別徴収依頼通知等の作成誤り

### (1) 特別徴収を止めたいとき

- ① **「41-01（死亡による停止）」を機構に通知すると、**公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、**年金の支払いも停止**となります。特別徴収を停止するときはその契機をご確認いただき、死亡以外の事由による停止の場合は「41-01（死亡による停止）」を機構に通知しないよう、十分ご注意ください。
- ② 他市区町村に転出後、転出元市区町村から**「41-02（転出による停止）」が通知されていない場合、**転出元の市区町村で特別徴収が継続されるだけでなく、転出先市区町村から通知される「特別徴収追加依頼通知（31-02）」がエラーとなり、**転出先の市区町村で特別徴収が行えなくなります**ので、通知の作成漏れがないよう十分ご注意ください。
- ③ 資格喪失等通知を作成する際、各種年月日欄（事実発生日）の日付が、**作成年月日欄の日付より後の日付になっている場合、**機構で処理する際にエラーとなり、**特別徴収が継続されます**ので、各種年月日欄に作成年月日欄の日付より後の日付を設定しないようご注意ください。
- ④ 個人住民税の「41-02（転出による停止）」を作成する際、停止年月欄に翌年度4月を設定するようお願いいたします。**停止年月欄に翌年度4月以外が設定されている場合、**機構で処理を行う際にエラーとなり、**特別徴収が継続されます**ので、ご注意ください。また、通知を送付する場合は、2月の情報交換に間に合うように経由機関に送信いただきますようお願いいたします。

### (2) 仮徴収額を変更したいとき

「仮徴収額変更依頼通知（61-00）」を作成する際、各種金額欄の金額1に変更後仮徴収額を設定し、金額2及び金額3には全桁“0”を設定する必要がありますが、**金額1にも“0”が設定されているケースが見受けられます。**金額1に誤って“0”を入れると仮徴収額が「0円」に変更され、特別徴収が行えなくなるため、十分ご注意ください。

### (3) 特別徴収税額等を変更したいとき

「特別徴収税額等変更通知（63-01）」を作成する際、各種金額欄の設定方法が適切ではない（変更前の支払回数割特別徴収額を設定するべきところ、“0”を設定している等）ため、機構で処理を行う際にエラーとなり、特別徴収額が変更できないケースが見受けられます。各種金額欄の設定について、**媒体仕様書の内容を再度確認いただきますようお願いいたします。**

#### (4) 住所地特例対象者を通知するとき

- ① 市区町村から、機構に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者情報が送付されてこないとの照会を多くいただきます。  
「81-01(住所地特例該当通知)」は、**毎年4月から翌年3月の期間に機構に通知された場合、翌年度の年次の対象者抽出処理の際に反映**されます。  
また、機構における年次の対象者抽出処理は、毎年4月に行われますが、4月に通知された「81-01(住所地特例該当通知)」は5月に機構で処理が行われます。そのため、4月に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知いただいた者については、**翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を、経由機関を通じて市区町村に送付します。**
- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次の特別徴収対象者情報が、住所地特例解除前の市区町村に通知されないことに注意してください。  
この場合、**機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する4月の処理に間に合わせるため、3月の情報交換までに、「81-01（住所地特例該当通知）」をあらためて通知**してください。  
この通知を受けて、**機構は、翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を、経由機関を通じて市区町村に送付します。**
- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、改めて特別徴収を行っている市区町村に住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02（住所変更者）」を送付します。  
このとき、既に介護保険料のみ特別徴収を行っている方について、新たに国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、**特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01（対象者）」として特別徴収追加依頼通知**をお願いいたします。  
特別徴収継続中であることを理由として、**介護保険料を「31-03（非対象者）」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が経由機関においてエラーとなり、国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収が行えません**のでご注意ください。  
※「31-01（対象者）」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51（相関性エラー）」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

#### 介護保険料等の特別徴収にかかるお問合せ先

##### 【市区町村様からのお問合せ先】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ（03-5344-1100（代表））

##### 【年金受給権者様からのお問合せ先】

お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）

# 年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書について

公金受取口座登録法の改正により、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となりました。

そのため、令和8年8月から令和9年2月（予定）にかけて、年金受給者へ、年金振込口座を公金受取口座として登録することについて同意されるか、ご意向を確認させていただくため、「年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書」（以下、「意向確認書」という。）を簡易書留でお送りします。

年金受給者等から意向確認書についてお問い合わせがあった場合は、**下記のフリーダイヤルまたは日本年金機構ホームページをご案内ください。**

## 送付対象者と送付物

### ◆送付対象者

令和8年4月15日時点で65歳以上（昭和36年4月16日以前生まれ）の年金受給者

※公金受取口座の既登録者や令和8年4月に年金が支払われなかった者（全額支給停止、振込不能）など、一部対象外となる者がいます。

◆意向確認書及び同封物のイメージ（本誌P11～P17をご確認ください。）

## お問い合わせ先

◆意向確認書や公金受取口座登録不同意申出書の提出状況などに関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

**0120-74-0011**

（フリーダイヤルがご利用できない場合）  
TEL：050-3524-7372

受付時間  
（年末年始を除く）

月曜日 8:30～19:00  
火曜日～金曜日 8:30～17:15  
第2土曜日 9:30～16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。  
・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

**0120-95-0178**

（音声ガイダンス：6番）

（フリーダイヤルがご利用できない場合）  
TEL：050-3816-9405

受付時間  
（年末年始を除く）

平日 9:30～20:00  
土日祝 9:30～17:30

※『意向確認書照会専用フリーダイヤル』は、令和8年8月4日（火）から開設します。

※市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しないことを、意向確認書に明記するとともに、日本年金機構ホームページ等でもご案内しております。

# 意向確認書及び同封物のイメージ

## ◆意向確認書（おもて面）

168-8505  
東京都杉並区高井戸西3-5-24

追跡番号（バーコード）

照会番号  
XXXX-XXXX-XXXX

※お問い合わせの際は、上記の照会番号をお手元にご用意ください。

年金 太郎 様  
カスタマーバーコード

二次元  
コード

### 年金振込口座の公金受取口座登録に関する意向確認書

平素より年金事業の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、公金受取口座登録法の改正により、年金振込口座の情報を厚生労働省からデジタル庁に提供し、公金受取口座として登録することが可能となりました。

そのため、令和8年4月に年金をお支払いした下記の年金振込口座について、公金受取口座として登録することに同意されるか、お客様のご意向を確認しております。

公金受取口座はデジタル庁が登録を促進しており、**公金受取口座への登録に同意される場合、お手続きは不要です**。登録に同意されない場合は、この意向確認書の下部にあります「公金受取口座登録不同意申出書」を切り取り線にそって切り離し、目隠しシールを貼ったうえで、令和X年XX月XX日まで（目安）にご返送ください。

【デジタル庁に提供する年金振込口座】

年金の種類	●●●●●年金（年金コード：XXXX）		
金融機関名	●●●●● 銀行・金庫・信組	支店名等	●●●●
		預金種別	普通

※上記情報の他に、氏名、個人番号等のデジタル庁令で定める情報もデジタル庁に提供します。  
なお、個人情報の保護の観点から、口座番号については表示しておりません。

令和X年XX月 厚生労働省

---

### 公金受取口座登録不同意申出書

※登録に同意される方は返送不要です。

二次元  
コード

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意しません。

	(フリガナ)	生年月日
氏名	年金 太郎	昭和XX年XX月XX日
照会番号	XXXX-XXXX-XXXX	

〈返送期限の目安〉  
令和X年XX月XX日まで

※このご案内を受け取った日から45日を過ぎてご返送された場合は、公金受取口座として登録されることとなりますので、ご注意ください。

不同意の場合は、プライバシー保護のため、左記の面に目隠しシールを貼付してください。

また裏面の「差出人」欄に住所・氏名を記入し、ご返送ください。

# 意向確認書及び同封物のイメージ

## ◆意向確認書（うら面）

### ■公金受取口座の登録について

このご案内を受け取ってから45日以内に不同意申出書のご返送がない場合は、年金振込口座を公金受取口座として登録することに同意するものとして取り扱います。

その際は、お客様の年金振込口座に関する情報（金融機関・支店名、預貯金種別、口座番号、口座名義人氏名）が公金受取口座として登録されます。公金受取口座への登録が完了した後、デジタル庁から通知が届きますので、ご確認ください。

公金受取口座として登録された口座情報は、給付金等の支給を行う行政機関等に提供されます。

※なお、すでに公金受取口座を登録されている場合は、行き違いとなりますので、ご了承ください。

### ■お問い合わせ先

- ◆公金受取口座登録不同意申出書の提出状況やこのご案内に関するお問い合わせ

『意向確認書照会専用フリーダイヤル』

**0120-74-0011**

(フリーダイヤルがご利用できない場合)  
TEL : 050-3524-7372

受付時間 (年末年始を除く)	月曜日	8:30~19:00
	火曜日~金曜日	8:30~17:15
	第2土曜日	9:30~16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。  
・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

- ◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ

『マイナンバー総合フリーダイヤル』

**0120-95-0178**

(音声ガイダンス: 6番)

(フリーダイヤルがご利用できない場合)  
TEL : 050-3816-9405

受付時間 (年末年始を除く)	平日	9:30~20:00
	土日祝	9:30~17:30

※お問い合わせは、上記のコールセンターのみでうけたまわっております。

**市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりません**ので、ご了承ください。

### ❗不審電話にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めること、個人情報をお聞きすることはありません。

切り取り線

差出人	
住所	氏名

カスタマーサービス

日本年金機構  
公金受取口座登録集中処理センター 行き

差出有効期間  
2027年4月  
30日まで

1594

銀座局  
承認

料金受取人私郵便

郵便はがき

119-0268

日本郵便株式会社  
銀座郵便局郵便私書箱第912号

# 意向確認書及び同封物のイメージ

## ◆意向確認書に関するご案内（おもて面）

### 年金振込口座の公金受取口座登録について 【意向確認書に関するご案内】

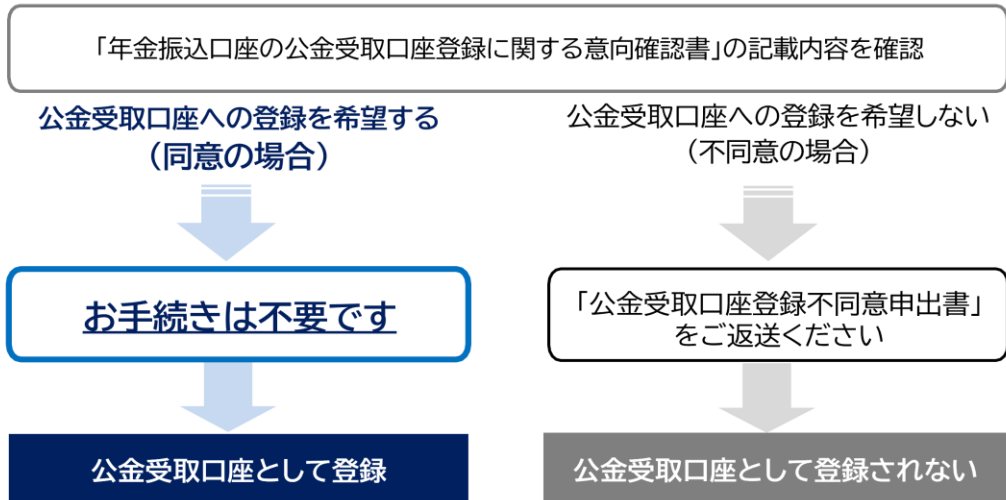
この度、お送りしました「意向確認書」は、年金振込口座を公金受取口座(※)として登録することについて同意されるか、お客様のご意向を確認させていただくための書類です。

「意向確認書」に記載されている内容をご確認いただき、**公金受取口座への登録に同意する場合、お手続きは不要です。**後日、年金振込口座を公金受取口座として登録します。

公金受取口座への登録に同意しない場合は、意向確認書に添付されている「公金受取口座登録不同意申出書」をご返送ください。公金受取口座として登録されません。

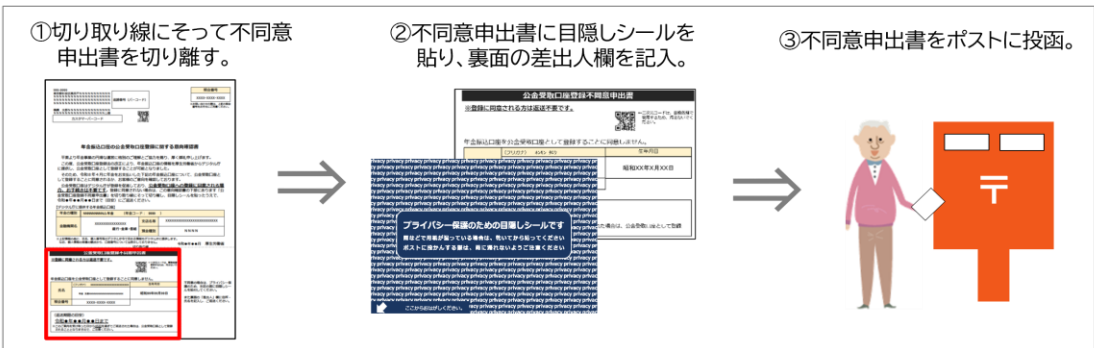
(※) 公金受取口座登録制度については、同封のデジタル庁リーフレットをご覧ください。

#### ■ 手続きの流れ



※後日、デジタル庁から登録結果の通知が届きます。

#### ■ 不同意の場合のお手続き方法



## 意向確認書及び同封物のイメージ

### ◆意向確認書に関するご案内（うら面）

#### ■ よくあるご質問(Q&A)

**Q1: 公金受取口座への登録に同意します。何か手続きが必要ですか。**

A1: 公金受取口座への登録に同意される場合、お客様のお手続きは不要です。  
意向確認書を受け取ってから3~4カ月後に登録が完了し、デジタル庁からハガキまたはマイナポータルにより登録結果が届きます。

**Q2: 不同意申出書はいつまでに返送すればよいですか。**

A2: 意向確認書を受け取ってから45日以内にご返送ください。  
(返送期限の目安は不同意申出書の下部に記載しております。)

**Q3: 不同意申出書を返送した場合でも、後で公金受取口座の登録手続きはできますか。**

A3: マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録手続きを行うことができます。

**Q4: 意向確認書に記載されている年金振込口座とは別の口座を登録できますか。**

A4: 今回のご案内では、意向確認書に記載されている年金振込口座以外の口座を公金受取口座として登録することはできません。  
公金受取口座として別口座の登録を希望される場合は、不同意申出書をご返送いただくとともに、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で登録の手続きを行ってください。

**Q5: 不同意申出書の返送期限を過ぎてしまったのですが、登録したくありません。登録手続きを止めることはできますか。**

A5: 返送期限は目安です。経過した後にご返送いただいても間に合う場合がありますので、意向確認書照会専用フリーダイヤルへお問い合わせください。  
なお、登録が行われてしまった場合は、お手数ですが、マイナポータルや金融機関にて、ご自身で取消の手続きを行ってください。

#### お問い合わせ先

意向確認書および不同意申出書についてのご不明な点は、こちらの電話番号にお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、「照会番号(意向確認書に記載のもの)」がわかるものをご用意ください。

《意向確認書照会専用フリーダイヤル》

☎ 0120-74-0011

(フリーダイヤルがご利用できない場合)  
TEL:050-3524-7372

受付時間

月曜日	8:30~19:00
火曜日~金曜日	8:30~17:15
第2土曜日	9:30~16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。  
※第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。



公金受取口座登録制度に関するご相談は、意向確認書に記載の「マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120-95-0178)にお問い合わせください。

※上記の「よくあるご質問(Q&A)」についてもご確認ください。

◆公金受取口座登録制度のお知らせ（おもて面）

デジタル庁 | 公金受取口座登録制度のお知らせ

このお知らせが届いた方は  
給付金等を受け取る「公金受取口座」が未登録ですが

**手続き不要で「公金受取口座」に  
登録させていただくことにより  
年金振込口座にて給付金等を  
受け取れるようになります**

緊急時の  
給付金

※非課税世帯給付等

高額  
療養費

その他  
160種類  
以上の  
給付金等

年金振込口座が公金受取口座になると

給付金等の申請が  
簡単になります



書類の記入や提出が少なく  
申請時の負担軽減に  
つながります

給付金等が  
より早く受け取れます



審査手続き時間が減り  
給付までの期間短縮に  
つながります

## 意向確認書及び同封物のイメージ

### ◆ 公金受取口座登録制度のお知らせ（うら面）

#### 公金受取口座登録制度とは

給付金等の受取のために、ご自身の預貯金口座を国（デジタル庁）に登録できる制度です。年金振込口座をお持ちの方は、お手続きなしで口座を登録することが可能です。年金振込口座を公金受取口座として登録しても、口座の残高などの情報が国に提供されたり、他人に預金を引き出されたりすることはありませんので、ご安心ください。

なお、この制度のご利用を希望されない方も、これまで通り、給付金等を都度申請することでお受け取りいただけます。

#### 年金振込口座を公金受取口座に登録したくない方は

同封の「年金振込口座の公金受取口座登録について【意向確認書に関するご案内】」をご覧ください、所定のお手続きを行ってください。

#### 詐欺にご注意ください

お手续なく年金振込口座を公金受取口座として登録するための意向確認を、本封筒以外でご案内することはありません。

公金受取口座登録制度についてのお問い合わせ

デジタル庁

マイナンバー総合フリーダイヤル 【平日】9:30～20:00

**0120-95-0178** 【土日祝】9:30～17:30 ※年末年始休業

音声ガイダンス6番 | フリーダイヤルがご利用できない方は050-3816-9405(通話料がかかります)

# 意向確認書及び同封物のイメージ

## ◆封筒・目隠しシール

**公金受取口座**に関する大切なお知らせです。  
お早めに開封してください。

料金後納郵便

親展

簡易書留

重要書類在中

**デジタル庁**  
厚生労働省

**!** 開封前に、もう一度あて名をご確認ください。  
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記載して、郵便ポストに投函してください。

[差出人] 日本年金機構  
東京都杉並区高井戸西3-5-24

[返還先] 〒100-8692  
銀座郵便局 私書箱第913号

**■お問い合わせ先**  
公金受取口座登録制度や、このお知らせについてご不明な点がございましたら、下記のコールセンターにお問い合わせください。

◆このご案内や公金受取口座登録不同意申出書の提出状況などに関するお問い合わせ  
『意向確認書照会専用フリーダイヤル』  
**0120-74-0011**  
(フリーダイヤルがご利用できない場合)  
TEL: 050-3524-7372

受付時間 (年末年始を除く)	月曜日	8:30～19:00
	火曜日～金曜日	8:30～17:15
	第2土曜日	9:30～16:00

・月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで相談をお受けします。  
・第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆公金受取口座登録制度など、マイナンバー制度に関する全般的なお問い合わせ  
『マイナンバー総合フリーダイヤル』  
**0120-95-0178**  
(音声ガイダンス: 6番)  
(フリーダイヤルがご利用できない場合)  
TEL: 050-3816-9405

受付時間 (年末年始を除く)	平日	9:30～20:00
	土日祝	9:30～17:30

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方も封筒情報を音声で聞くことができます。

※お問い合わせは、上記のコールセンターのみでうけたまわっております。  
市区町村窓口や年金事務所窓口では対応しておりませんので、ご了承ください。

**プライバシー保護のための目隠しシールです**

雨などで用紙が湿っている場合は、乾いてから貼ってください  
ポストに投かんする際は、雨に濡れないようご注意ください

ここからおはがしください。

《目隠しシール》↑ 裏面をご覧になってから、貼ってください。

## 令和8年度「わたしと年金」エッセイの募集周知をお願いします！

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲示やリーフレットの設置につきまして、ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。



### ■主催：日本年金機構■

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

### ■応募資格■

中学生以上の方

### ■応募締切■

令和8年9月7日（月）当日消印有効

### ■提出先■

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業グループ「わたしと年金」担当

### ■賞■

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選  
(表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。)

※ 応募要項や過去の受賞作品等、詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 「わたしと年金」エッセイアニメーション動画のご案内

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに公開しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談を掲載していますので、ぜひご覧ください。

動画の視聴方法



### ①パソコンの場合

日本年金機構のホームページからご視聴ください。

「わたしと年金」エッセイ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/index.html>



### ②スマートフォンの場合

右の二次元コードを読み取り、ご視聴ください。

「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>

(上記の日本年金機構ホームページからもご視聴いただけます。)



## 令和6年度厚生労働大臣賞 受賞作品

### ■ あらすじ ■

子供が生まれる予定日の1か月前、夫が原因不明の脳炎で倒れ、意識が戻らない状態となってしまった。

夫はなんとか意識を取り戻したものの後遺症が重く、自身が家族を支えていかなければならない状況となり、社会保険労務士を目指すことにしたわたしは・・・



## 令和6年度日本年金機構理事長賞 受賞作品

### ■ あらすじ ■

母の眼の病気が悪化したため眼科を受診したところ、身体障害者二級相当だと判明した。

新型コロナウイルスの影響でたださえ家庭が経済的に厳しい状況にあり、高校へ進学することができるのか不安に感じていたところ、障害年金の受給資格があることを知り・・・



## はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村職員の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村職員の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

今回のテーマは

**障害年金ヘルプデスクQ&Aの更新箇所の解説** です。

## 1 障害年金ヘルプデスクQ&Aの更新箇所（Q1-1（28））の概要

令和8年3月に障害年金ヘルプデスクQ&Aが更新され、年金事務所から市区町村に提供しているところです。（まだ提供がない場合は管轄の年金事務所へお問い合わせください。）

今回は、新設されたQ1-1（28）について解説します。

Q1-1（28） 悪性新生物で請求する場合に、その他の障害用の診断書の「血液・造血器」や「免疫機能障害」欄の記載は必要ですか。

A. 悪性新生物については、障害認定基準の第16節「悪性新生物による障害」により審査を行うこととなります。その場合、診断書の「血液・造血器」や「免疫機能障害」欄については記載がなくても審査可能な場合もありますので、基本的にそのまま受理してください。記載されている場合は、その内容について参考とする場合がありますので、削除する必要はありません。



悪性新生物については、主に⑮「その他の障害」の欄の内容で審査しますので、⑭「免疫機能障害」の欄に記載がなくても審査可能な場合もあります。

⑭ 免疫機能障害 (平成・令和 年 月 日 現症)

1 検査成績

検査項目	検査日	単位	値	平均値
CD4陽性Tリンパ球数	/μL			

(現症日以前の4週間以上の間隔をおいて実施した連続する直近2回の検査結果を記入し、一番右の欄にはその平均値を記入してください。)

検査項目	単位	値	平均値
白血球数	/μL		
ヘモグロビン量	g/dL		
血小板数	万/μL		
HIV-RNA量	コピー/mL		

(現症日以前の4週間以上の間隔をおいて実施した連続する直近2回の検査結果を記入してください。)

2 身体状況

① 1日(1週間以上の安静臥床を必要とするほどの強い)倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある ( ) 有 ( ) 無 ( )

② 病態の進行によって体重が10%以上の減少がある ( ) 有 ( ) 無 ( )

③ 月に7日以上の上の不定の発熱(38℃以上)が2ヶ月以上続く ( ) 有 ( ) 無 ( )

④ 1日に3回以上の嘔吐ないし水様下痢が月に7日以上ある ( ) 有 ( ) 無 ( )

⑤ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある ( ) 有 ( ) 無 ( )

⑥ 動悸や息苦しくなる症状が毎日のように出現する ( ) 有 ( ) 無 ( )

⑦ 抗HIV療法による日常生活に支障を生じる副作用がある ( ) 有 ( ) 無 ( )

(①～⑦の症状を除く)(抗HIV療法を実施している場合)

⑧ 新鮮食品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である ( ) 有 ( ) 無 ( )

⑨ 1年以内に口腔カンジダ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症、伝染性軟疣腫、尖圭コンジローム等の日和見感染症の既往がある ( ) 有 ( ) 無 ( )

⑩ 医学的合理的により抗HIV療法ができない状態である ( ) はい ( ) いいえ ( )

3 現在持続している副作用の状況

代謝異常  サボアトフィー  肝障害  腎障害  精神障害  神経障害

その他 (薬剤名、服薬状況及び副作用の状況)

4 エイズ発症の既往の有無 ( ) 有 ( ) 無 ( )

5 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態である ( ) はい ( ) いいえ ( )

6 肝炎の状況 (  薬剤性・ B型・ C型・ その他( ) ) (肝炎を発症している場合は必ず記載してください。)

(1) 検査所見

検査項目	検査日	単位	値	平均値
血清アルブミン	g/dL			
AST(GOT)	U/L			
ALT(GPT)	U/L			
プロトロンビン	%			
時間	延長秒			
総ビリルビン(※)	mg/dL			

(2) 臨床所見

食道静脈瘤  無・ 有 (  内視鏡による、 X線造影による、 その他( ) )

肝硬変  無・ 有 (  代償性、 非代償性 )

肝細胞癌  無・ 有

肝性脳症  無・ 有 ( 1年以内に発症したことがある )

腹水  無・ 有・ 著

消化管出血  無・ 有 ( 1年以内に発症したことがある )

(※ビリルビン値の上昇をきたす薬剤の使用  無・ 有)

⑮ その他の障害 ( 令和 7 年 7 月 31 日 現症)

1 症状

(1) 自覚症状

両肩・腰背部に疼痛あり

両下肢軽度脱力、四肢筋力低下、上肢こわばり、しびれ、倦怠感あり、食欲低下あり

両下肢浮腫

(2) 他覚所見

四肢筋力低下 (左>右)

四肢感覚低下

歩行障害

両下肢浮腫

2 検査成績

(1) 血液・生化学検査

検査項目	検査日	単位	施設基準値	R7・1・13	R7・4・3	R7・7・31
赤血球数	万/μL			478	489	488
ヘモグロビン濃度	g/dL			13.2	13.5	13.7
ヘマトクリット	%		38.9-49.4	39.9	41.0	41.2
血清総蛋白	g/dL			6.5	6.3	6.4
血清アルブミン	g/dL			4.0	4.0	4.2
AST	U/L		9-32	29	35	35
ASL	U/L		3-38	38	60	52

(2) その他の検査成績

R7.3.11 CT: 肺転移は縮小、骨転移は著変なし

骨シンチ: 骨転移を認めるが改善

3 人工臓器等

(1) 人工肛門造設  無・ 有 造設年月日: 平成・令和 年 月 日 (4) 自己導尿の常時施行  無・ 有 開始年月日: 平成・令和 年 月 日

閉鎖年月日: 平成・令和 年 月 日 終了年月日: 平成・令和 年 月 日

(2) 尿路変更術  無・ 有 造設年月日: 平成・令和 年 月 日 (5) 完全尿失禁状態  無・ 有 (カテーテル留置: 平成・令和 年 月 日)

閉鎖年月日: 平成・令和 年 月 日

(3) 新膀胱造設  無・ 有 手術年月日: 平成・令和 年 月 日 (6) その他の手術  無・ 有 ( ) 平成・令和 年 月 日

⑯ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください)

前立腺癌およびその治療に伴う疼痛や神経症状により、短時間・短距離の歩行のみ。上記症状及び倦怠感・食欲低下などの自覚症状による体力低下にて身の回りのことも一部介助が必要となっている。

⑰ 予後 (必ず記入してください)

前立腺癌の病状、治療効果により変化しうる。(病状が急変し治療の効果が得られない場合は1年以内の予後もありうる。)

⑱ 備考

上記のとおり、診断します。

令和 7 年 8 月 25 日

病院又は診療所の名称

〇〇総合病院

診療担当科名

腫瘍内科

所在地

△△県△△市△△町5-6-7

医師氏名

× × × ×

## 2 悪性新生物とは

悪性新生物とは、一般的に「がん」や「悪性腫瘍」と呼ばれ、体内の正常な細胞が遺伝子の異常により無秩序に増殖し、周囲の組織を破壊・浸潤したり、血管やリンパ管を通して他の臓器へ転移したりする、生命を脅かす可能性のある病態のことです。正常な細胞の増殖制御が失われ、際限なく増え続けるのが特徴で、がん（癌腫）、肉腫（にくしゅ）、白血病などが含まれます。

### <参考> 障害年金の請求で見かける傷病等

肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がんや、骨や筋肉にできる肉腫、血液のがん（白血病・悪性リンパ腫）などが含まれます。

※ なお、血液のがんについては、障害認定基準（第14節／血液・造血器疾患による障害）で認定されます。

## 3 相談窓口における請求者への適切な説明

### ○ 請求者の具体的な障害の状態の確認に当たっての留意事項

- ① 請求傷病が「がん」である場合、原則、様式第120号の7（血液・造血器、その他の障害用）の診断書にて認定を行うため、障害の状態などの未記入や記載不備のないようにご案内願います。
- ② また、診断書作成医が上記診断書により請求者の障害の状態を適切に評価できない場合等は、他様式の診断書による提出、又は、追加して他様式の診断書を提出することも可能です。
- ③ なお、提出された診断書により障害年金センターの障害認定医による認定の結果、必要に応じ照会を行うことがありますので予めご承知おき願います。

## 4 <参考> 各障害用の診断書について

傷病による障害の状態に応じ複数の診断書を提出する場合は、請求者の障害の状態を確認し、適切な診断書を配布願います。

なお、「かけはし」第86号から「かけはし」第93号にかけて、各障害用の診断書の解説を掲載していますので、ご参照ください。

診断書様式	傷病	掲載号
診断書様式第120号の4	精神の障害用	かけはし第86号 (令和6年1月12日)
診断書様式第120号の3	肢体の障害用	かけはし第87号 (令和6年3月1日)
診断書様式第120号の6 (2)	腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用	かけはし第88号 (令和6年5月1日)
診断書様式第120号の5	呼吸器疾患の障害用	かけはし第89号 (令和6年7月1日)
診断書様式第120号の6 (1)	循環器疾患の障害用	かけはし第90号 (令和6年9月2日)
診断書様式第120号の7	血液・造血器、その他の障害用	かけはし第91号 (令和6年11月1日)
診断書様式第120号の2	聴覚、鼻腔機能、平衡機能、そしゃく・ 嚥下機能、音声又は言語機能の障害用	かけはし第92号 (令和7年1月15日)
診断書様式第120号の1	眼の障害用	かけはし第93号 (令和7年3月3日)

### 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- なお、上記の「かけはし」では、「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載していますので、両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるよう診断書交付時にご活用ください。

### 市区町村広報誌の原稿にご利用ください！

#### <産前産後期間の国民年金保険料が免除になります>

- **対象となる方**

平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者です。

- **国民年金保険料の納付が免除される期間**

届出された場合は、国民年金保険料が一定期間（※）免除されます。

※単胎の方：出産予定月（または出産月）の前月から4か月分。

多胎の方：出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月分。

- **届出時期**

出産予定日の6か月前から届出できます。出産後の届出はいつでも可能です。

- **手続きをするメリット**

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- **すでに該当期間分の保険料を納付している場合**

届出をされた場合は、該当期間分の保険料を後日お返しします。

- **すでに該当期間分の保険料の免除等申請が承認されている場合**

すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

- **マイナポータルを利用した電子申請で簡単に手続きができます**

マイナポータルを利用した電子申請で24時間365日、簡単に手続きができます。マイナポータルの利用者登録をしていただき、利用者登録が完了すると、手続きが可能となります。

## 地域の独自情報

### 編集後記

今号もご一読いただきありがとうございました。梅雨明けが恋しい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今号では、戸籍等に氏名のフリガナが記載されることに伴う年金に関するお願い、口座振替及びクレジットカード納付の利用勧奨について記載しました。皆様の業務の一助となれば幸いです。

「かけはし」は、今年度も皆さまのご意見とご要望をいただきながら、業務に役立つ情報を提供してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

日本年金機構 事業推進統括部 地域年金事業グループ